

福島県省エネ家電購入応援事業  
公募型プロポーザルに係る質問への回答

令和7年12月19日  
福島県環境共生課

福島県省エネ家電購入応援事業公募型プロポーザルに関して提出のあった質問に対し、以下のとおり回答します。

No.	質問事項	質問内容	回答
1	ポイント種類	「キャッシュレス決済サービスのポイント5種類以上及び商品券又は汎用型プリペイドカードを1種類以上選択できること。」と記載がありますが、キャッシュレス決済サービス等の券種は提案事業者側で提案した内容を採用いただけることになりますでしょうか。事務費の算出にも影響する内容となるため必須となるキャッシュレス決済サービスのポイントやプリペイドカードの指定があればご教示いただきたいです。	キャッシュレス決済サービス等の券種は、業務委託予定者の決定後、業務委託予定者から提案のあった内容に基づき協議を行い、決定します。 キャッシュレス決済サービス等の券種について指定はありません。福島県省エネ家電購入応援事業業務委託仕様書（案）及び公募型プロポーザル募集要領の内容に基づき、提案してください。
2	キャッシュレス決済サービスのポイント、プリペイドカードの交換比率について	事務費の算出をする上で、参考までに令和5年に実施している同事業で取扱いをしたキャッシュレス決済サービスとプリペイドカードの券種とそれぞれの交付件数や交付金額をご教示いただきたいです。	令和5年実施「福島省エネ家電購入応援キャンペーン」において取扱いのあったキャッシュレス決済サービス等の券種については次のとおりです。 ※事業実施当時の名称で記載しています。 【キャッシュレス】 Tマネー／Amazon ギフトカード／楽天ポイント／au PAY ギフトカード／Ponta ポイント／d ポイント／nanaco／Visa e ギフト／G ポイントギフト／

		<p>Google Play ギフトカード／Apple Gift Card／PayPay ポイント／Kyash ギフトコード／FamiPay ギフト／Quo カード Pay／WAON ポイント ID／ギフトイプレモ Plus</p> <p>【商品券】</p> <p>QUO カード／JCB ギフトカード</p> <p>券種ごとの交付件数と交付金額については集計していないため、回答できません。</p>
3	<p>キャッシュレス決済サービスのポイント交付時の交換金額について</p> <p>交換レートが提案事業者ごとに異なる場合、ポイント原資や事務費の積算根拠が不明確となり、提案内容の比較評価（経費審査等）において公平性が保てない懸念があります。</p> <p>本事業における積算の考え方を明確化するため、ご回答をお願いいたします。</p> <p>例）交換レートが異なる場合</p>	<p>ポイント交換にあたっては「1 ポイント=1 円」の同等額とし、交換対象となる商品（キャッシュレス決済サービスのポイント）によって交換レートが変動することは認められないという認識で相違ないでしょうか。</p> <p>仮に商品等によって交換レートが異なることが許容される場合、想定する具体的な許容範囲（例：○%以内など）や、対象となるキャッシュレス決済サービスのポイントの条件を明確にご教示ください。</p> <p>交換レートが提案事業者ごとに異なる場合、ポイント原資や事務費の積算根拠が不明確となり、提案内容の比較評価（経費審査等）において公平性が保てない懸念があります。</p> <p>本事業における積算の考え方を明確化するため、ご回答をお願いいたします。</p> <p>例）交換レートが異なる場合</p>

		10,000 ポイントの交付に対して商品交換時に特定の商品は9,500 ポイントの交換など	
4	精算方法について	ポイント原資を除く事業費について、総価確定型（ランプサム）方式の契約で相違ないか。	事業費を含む委託料の精算は実績に基づき行います。なお、本事業における委託料のうち、事務費等の上限は355,616 千円となります。